

## 農用地区域除外申出について

農用地区域内にある土地に住宅、資材置場等を設置しようとする場合は、農用地区域からの除外手続きが必要となります。

除外申出の受付については6月・10月・2月の年3回行います。

※締切りは受付月末（役場開庁日）とします。

- ・提出部数 **2部**（1部を原本とし、1部をコピーするなどして提出）
- ・受付場所 産業課 地域振興グループ

※申出は必ずしもご希望に添えません。また、農用地区域からの除外後もさらに農地転用申請・開発許可申請等が必要となります。

※申出の際は、「除外したい理由」が非常に重要になりますのでご注意ください。

### ○農振除外手続きの流れ

#### ①【関係機関との事前調整】

別紙の関係機関との事前調整（それぞれの分野での許可見込み）を行ってください。



#### ②【申出書に添付する書類・図面の準備】

別紙チェックリストを参考に書類・図面を用意してください。



#### ③【申出書類提出】

書類がそろいましたら、上記申請期間内に産業課までお持ちください。

## ○農振除外の許可基準

### 【農用地区域からの除外基準】

⇒農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号要件

次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができます。

#### ①必要性・規模・代替性

当該農業振興地域における農用地区域以外の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供する事が必要かつ適当であつて、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。

#### ②地域計画の達成への支障

地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じないこと。

農用地利用の集積および農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じないこと。

地域計画において農業者である場合で、その者の区域内の土地を農用地等以外のものに供するものでないこと。

#### ③集団化・農業上の利用の支障

農用地の除外により、農用地区域内における農用地の集団化、作業の効率化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

#### ④担い手に対する農用地利用集積への支障

農用地の除外により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

#### ⑤土地改良施設の有する機能の支障

農用地の除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

#### ⑥土地改良事業完了後8年経過

当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

### 【その他の除外要件】

○事業を実施する際に関係する法令等の調整が済んでいること

⇒農地法，都市計画法，建築基準法，盛土条例 等

農用地区域の変更は農地法，都市計画法等での許認可を受けることが可能であることを前提に農地法により許可されるものであり，原則，安易に変更することが出来ません。